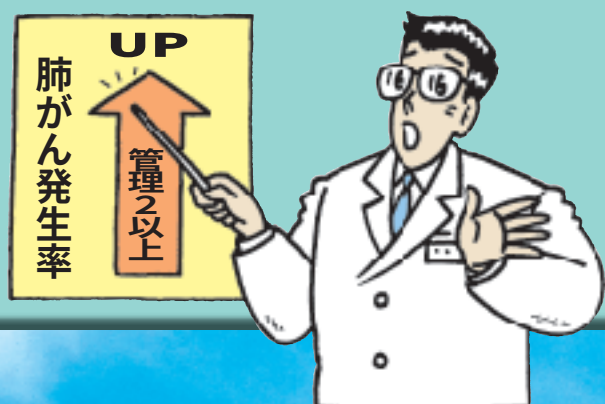
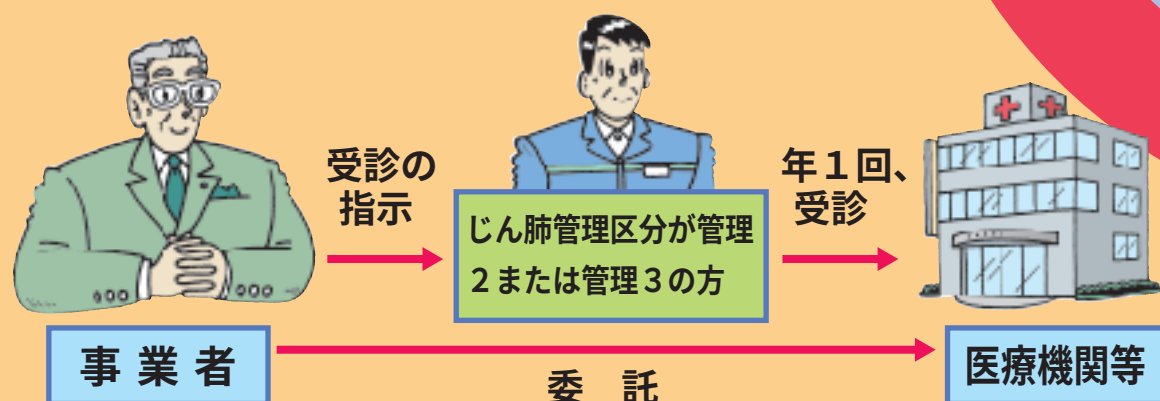


じん肺と肺がん

- 厚生労働省の検討会の報告書によると、じん肺の所見がある方(じん肺管理区分が管理2以上)は、原発性肺がんの発生リスクが高いとされており、年1回、「肺がんに関する検査」を受けるように提言されました。



労働者の方へ



- じん肺管理区分が管理2または管理3の方は、毎年、1回、じん肺健康診断または職場の一般定期健康診断の際に、肺がんに関する検査(胸部らせんCT検査、かくたん喀痰細胞診)も受けることになります。

肺がんに関する検査について

○胸部らせんCT検査

- 早期の肺がんを見つけることができ、早期に治療を始めることができます。また、これまでのCTに比べてエックス線の照射時間が短くて済みます。

- なお、受診者は、エックス線による健康影響などについて医師と十分に相談して検査を受けましょう。



かくたん ○たん喀痰細胞診

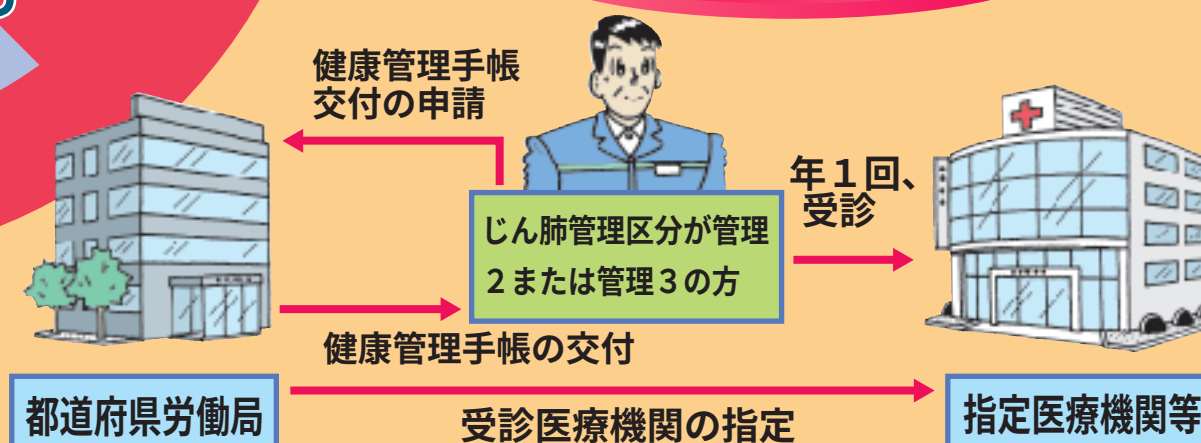
- たん痰の中のがん細胞などの異常な細胞がないかを調べる検査です。

「たばこ」をやめよう

「たばこ」は、
いろいろながん、高血圧、
狭心症、心筋梗塞など、
さまざまな病気の危険因子と
されています。

じん肺の所見がある方が、
「たばこ」を吸うと、さらに、肺がんの
発生のリスクが高くなると
されていますので、
積極的に禁煙に心がけ
ましょう。

離職者の方へ



- じん肺管理区分が管理2または管理3の離職者の方は、都道府県労働局に健康管理手帳の交付申請ができます。
- 健康管理手帳の交付を受けた場合は、都道府県労働局が指定する医療機関で肺がんに関する検査を国の費用負担で受けることができます。
- なお、既に、健康管理手帳の交付を受けている管理3の離職者の方も手続きが必要です。最寄りの都道府県労働局にご相談ください。